

特定非営利活動法人リライズみらいのち 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人リライズみらいのちという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府箕面市に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、がんその他の病気と向き合う人々およびその家族に対して、体験談や医療情報を通じた心の支援活動を行い、病気に対する前向きな姿勢と健康の回復を促すことを目的とする。

また、障がい者や子どもたちの自立・就労・居住支援を行い、誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指す。さらに、休耕地の活用や自然・文化・スポーツ体験の機会創出、農産物の生産・加工・販売による地域復興と経済的自立支援を通じて、持続可能な社会の構築に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (5) 経済活動の活性化を図る活動
- (6) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) まちづくりの推進を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) がんや病気と向き合う人々やその家族に対する体験談の取材、映像・出版物の制作・配布、講演会等の開催および情報発信事業
- (2) 代替療法・最先端治療・心理療法などに関する研究・講習・啓発事業
- (3) 心理カウンセラー等の人材育成事業

- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業
- (6) 農作業や農産物の加工・販売体験等を通じた働く場の提供および地域の復興・経済的自立支援事業
- (7) 休耕地・遊休地を活用した農業振興および自然環境の保全・整備に関する事業
- (8) 地域資源を活かした文化、芸術、スポーツ等の体験機会の提供事業
- (9) 子ども・若者の健全育成を図る体験学習・交流支援事業
- (10) 地域住民の交流と参加を促進するコミュニティ形成・まちづくり支援事業
- (11) その他、前各号に附帯または関連する一切の事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、専門・一般会員をもって法上の社員とする。

- (1) 専門会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
 (医療従事者・マスコミ・癌を克服した方対象)
- (2) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
 (医療従事者・マスコミ・癌を克服した方以外の方対象)
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 会費を 20 日以上滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退 会)

第 10 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第 3 章 役 員

(種別及び定数)

第 12 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 人以上 10 人以内

(2) 監事 1 人以上 5 人以内

2 理事のうち 1 人を理事長、1 人以上 3 人以内を副理事長として置く事ができる。

(選任等)

第 13 条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

4 法第 20 条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第 14 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選出されていないときは、その任期を、任期の末日後、最初の総会が終結するまで伸長する。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種 別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。
第45条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 解散における残余財産の帰属
- (11) 事務局の組織及び運営
- (12) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 24 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 25 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第 26 条 総会における議決事項は、第 23 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第 27 条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の規定の適用については出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 人が、記名押印又は署名押印しなければならない。

(理事会の構成)

第 29 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 30 条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 31 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 1 4 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第 34 条 理事会における議決事項は、第 32 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第 35 条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第 36 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所

- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名押印しなければならない。

第5章 資 産

（構 成）

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

（管 理）

第38条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

（会計の原則）

第39条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

（事業年度）

第40条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び予算）

第41条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。これを変更する場合も同様とする。

（暫定予算）

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に

準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第 43 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第 44 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、3ヶ月以内に、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 45 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 46 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第 47 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 48 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合 併)

第 49 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 50 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第 9 章 事務局

(事務局の設置)

第 51 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第 52 条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第 53 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 10 章 雑 則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

理事長 坂井 正典

理 事	長尾 安抄子
理 事	本岡 裕嗣
理 事	森田 宏之
監 事	中塚 美子

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第 40 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 20 年 3 月 31 日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 41 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | |
|---------|----------------------------|
| (1) 入会金 | 0 円 |
| (2) 年会費 | 専門会員 (個人・団体) 5500 円 |
| | 一般会員 (個人・団体) 5500 円 |
| | 賛助会員 個人 一口 10,000 円 (一口以上) |
| | 団体 一口 20,000 円 (一口以上) |

特定非営利活動法人リライズみらいのち

理事長 坂井 正典

2025 年 度 事 業 計 画 書

(2025年4月1日～2026年3月31日)

特定非営利活動法人がん克服サポート研究会

I 事業の実施方針

がんの方に対して無料で施術を行っている先生及び心身の指導を行う先生などの情報公開やがんに対するアンケートの情報なども徐々に集まり、それをホームページなどで公開し、がんで悩んでいる方に希望・勇気のきっかけが出来ました。体を温めることの良さについても、勉強会などでお伝えでき、可能性などを感じて頂けたと思います。

自然とふれるきっかけや農作物を育てる事で気持ちが前向きになるきっかけづくりや食生活・精神面でのサポートが出来たらと考えています。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) がんや病気と向き合う人々やその家族に対する体験談の取材、映像・出版物の制作・配布、講演会等の開催および情報発信事業

(内容) 取材 CD 及び DVD・本などの販売。取材 CD、ニューズレターなどの配布にあたり、なるべく無料でがん克服に役に立つ情報提供を行っています。

(実地場所) 大阪府箕面市船場東2-1-20 ABC ビル 2F

(実地日時) 無料取材 CD 配布の時に毎回

(事業の対象者) 無料取材 CD の希望者の方全員

(収入) 100,000 円 (500円×200冊)

(費用) 70,000 円 (材料代350円 ×200冊)

(2) 代替療法・最先端治療・心理療法などに関する研究・講習・啓発事業

当該年度は実施無し

(3) 心理カウンセラー等の人材育成事業

当該年度は実施無し

(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業

当該年度は実施無し

(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業

当該年度は実施無し

(6) 農作業や農産物の加工・販売体験等を通じた働く場の提供および地域の復興・経済的自立支援事業

【内 容】 農業体験・自然とのふれあい体験、育てた野菜の販売、

【実施場所】 農地

【実施日時】 随時

【事業の対象者】 自然に触れあいたい方全員

(収入) 50,000 円 (野菜収穫体験代500円×100人)

(費用) 40,000 円 (種代10,000円 資材30,000円)

(7) 休耕地・遊休地を活用した農業振興および自然環境の保全・整備に関する事業
当該年度は実施無し

(8) 地域資源を活かした文化、芸術、スポーツ等の体験機会の提供事業
当該年度は実施無し

(9) 子ども・若者の健全育成を図る体験学習・交流支援事業
当該年度は実施無し

(10) 地域住民の交流と参加を促進するコミュニティ形成・まちづくり支援事業
当該年度は実施無し

(11) その他、前各号に附帯または関連する一切の事業
当該年度は実施無し

2026 年 度 事 業 計 画 書

(2026年4月1日～ 2027年3月31日)

特定非営利活動法人がん克服サポート研究会

I 事業の実施方針

がんの方に対して無料で施術を行っている先生及び心身の指導を行う先生などの情報公開やがんに対するアンケートの情報なども徐々に集まり、それをホームページなどで公開し、がんで悩んでいる方に希望・勇気のきっかけが出来ました。体を温めることの良さについても、勉強会などでお伝えでき、可能性などを感じて頂けたと思います。

自然とふれるきっかけや農作物を育てる事で気持ちが前向きになるきっかけづくりや食生活・精神面でのサポートが出来たらと考えています。II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) がんや病気と向き合う人々やその家族に対する体験談の取材、映像・出版物の制作・配布、講演会等の開催および情報発信事業

(内容) 取材 CD 及び DVD・本などの販売。取材 CD、ニューズレターなどの配布にあたり、なるべく無料でがん克服に役に立つ情報提供を行っています。

(実地場所) 大阪府箕面市船場東 2-1-20 ABC ビル 2F

(実地日時) 無料取材 CD 配布の時に毎回

(事業の対象者) 無料取材 CD の希望者の方全員

(収入) 150,000 円 (500円×300冊)

(費用) 110,000 円 (材料代350円 ×300冊) 宣伝広告用資材代5000円

(2) 代替療法・最先端治療・心理療法などに関する研究・講習・啓発事業

当該年度は実施無し

(3) 心理カウンセラー等の人材育成事業

当該年度は実施無し

(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業

当該年度は実施無し

(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業

当該年度は実施無し

(6) 農作業や農産物の加工・販売体験等を通じた働く場の提供および地域の復興・経済的自立支援

事業

【内 容】 農業体験・自然とのふれあい体験、育てた野菜の販売、

【実施場所】 農地

【実施日時】 随時

【事業の対象者】 自然に触れあいたい方全員

(収入) 100,000 円 (野菜収穫体験代 500 円×200 人)

(費用) 80,000 円 (種代 20,000 円 資材 60,000 円)

(7) 休耕地・遊休地を活用した農業振興および自然環境の保全・整備に関する事業

当該年度は実施無し

(8) 地域資源を活かした文化、芸術、スポーツ等の体験機会の提供事業

当該年度は実施無し

(9) 子ども・若者の健全育成を図る体験学習・交流支援事業

当該年度は実施無し

(10) 地域住民の交流と参加を促進するコミュニティ形成・まちづくり支援事業

当該年度は実施無し

(11) その他、前各号に附帯または関連する一切の事業

当該年度は実施無し

2025年度活動予算書

2025年4月1日～ 2026年3月31日

特定非営利活動法人がん克服サポート研究会

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0		
.....		0	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0		
施設等受入評価益	0		
.....		0	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
.....		0	
4. 事業収益			
販売事業収益	100,000	100,000	
自然環境事業	50,000	50,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
.....		0	
経常収益計			150,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
.....			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
施設等評価費用	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
資材仕入代	70,000		
その他経費計	40,000		
事業費計		0	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
.....			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
.....			
その他経費計			
管理費計		0	
経常費用計			110,000
当期経常増減額			40,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
.....		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
.....		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			40,000
前期繰越正味財産額			△ 1,132,781
次期繰越正味財産額			△ 1,083,781

2026年度活動予算書

2026年4月1日～ 2027年3月31日

特定非営利活動法人がん克服サポート研究会
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0		
.....		0	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0		
施設等受入評価益	0		
.....		0	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
.....		0	
4. 事業収益			
販売事業収益	150,000	150,000	
自然環境事業	100,000	100,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
.....		0	
経常収益計			250,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
.....			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
施設等評価費用	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
資材仕入代	110,000		
その他経費計	80,000		
事業費計		0	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
.....			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
.....			
その他経費計			
管理費計		0	
経常費用計			190,000
当期経常増減額			60,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
.....		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
.....		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			60,000
前期繰越正味財産額			△ 1,083,781
次期繰越正味財産額			△ 1,023,781